

町のお店と暮らしを応援します



# くらて元気 エール券



「くらて元気エール券（鞍手町プレミアム付地域振興券）」には、商品券とリフォーム券があり、それぞれ次のとおり販売します。購入には、事前申し込みが必要です。また、予約申込額が販売予定額を超えた場合には、抽選により当選者を決定します。ご了承ください。

リフォーム券	種類	商品券
5,000 万円	販売総額	1 億 7,000 万円
500 冊	販売冊数	1 万 7,000 冊
10 万円	1 冊の販売価格	1 万円
25 パーセント	プレミアム率	25 パーセント
12 万 5,000 円 ・1 万 2,500 円× 10 枚	1 冊の構成	1 万 2,500 円 ・共通券 500 円× 18 枚 ・中小店限定券 500 円× 7 枚
鞍手町民（住民登録がある人）	購入できる人	鞍手町民（住民登録がある人）
1 世帯 5 冊（50 万円分）まで	購入できる冊数	1 人 5 冊（5 万円分）まで。ただし、1 世帯では 3 人まで
購入希望冊数などを記入した申込書、見積書（コピー。令和 3 年 6 月以降の日付のもの）、施工前の写真、所定のはがき（町内各家庭に配布）を同封し事前に申し込み	申込方法	購入希望冊数などを所定の往復はがき（町内各家庭に配布）に記入し事前に申し込み
7 月 1 日（木）～7 月 20 日（火）※消印有効	申込受付期間	7 月 1 日（木）～7 月 20 日（火）※消印有効
8 月 7 日（土）～8 月 12 日（木）	販売期間	8 月 7 日（土）～8 月 12 日（木）
鞍手町総合福祉センター「くらじの郷」	販売会場	鞍手町総合福祉センター「くらじの郷」
8 月 7 日（土）～令和 4 年 1 月 31 日（月）	利用期間	8 月 7 日（土）～令和 4 年 1 月 31 日（月）
町内で事業を営むエール券の取扱登録店	利用できる店舗	町内で事業を営むエール券の取扱登録店
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業用のリフォームには使用できません。</li> <li>・エール券の利用開始日（令和 3 年 8 月 6 日）以前に着工した工事の支払いには、利用できません</li> </ul>	注意事項	エール券を利用できないもの ・商品券やビール券など換金性の高いものの購入 ・たばこの購入・税金や水道料金などの支払い ・医療保険の適用がある診察料や薬代 ・家賃、駐車場代、保育料の支払いなど

●エール券購入までの流れ（※①応募は、商品券は往復はがきで、リフォーム券は封書で申し込んでください）



※はがき、封書、いずれの場合も必ず切手を貼ってください

●注意事項

※引換期間終了後に、引き換えられていないエール券があった場合には、当選されなかった応募者を対象に 2 次抽選を実施します。当選された人には、鞍手町商工会から電話でお知らせします。

※予約申込額が販売予定額に満たない場合は 2 次販売を実施します。詳細は、町のホームページなどでお知らせします。

●お問い合わせ 鞍手町商工会（鞍手町大字中山 2768 番地）まで TEL (0949)42 局 0357 番



## 移住定住創業支援 モデル事業補助金

対象経費の1/2  
最大 **200** 万円を補助

地域経済の活性化と移住定住を促進するため、本町に居住し、店舗を設けて創業をする人(法人を含む)を対象に、事業に必要な経費の一部を補助します。

- **補助額** 最大 200 万円 (移住加算、若年者加算額含みます)
- **補助の割合** 補助対象経費の2分の1以内
- **補助を受ける要件** ①本町が指定する業種、ふるさと納税の返礼品を開発する創業 ②鞍手町商工会の支援を受け創業計画などを作成 ③金融機関から創業資金の融資を受ける見込みがある など
- **補助対象経費** ①店舗などの賃料 (最大6か月) ②店舗などの改修費 ③設備費 (機械装置、備品の購入費やリース料) ④広報費 ⑤登記等の経費 ⑥委託料 (外部委託経費)
- **申請期限** 令和3年8月31日 (火) まで
- **完了期限** 令和4年3月31日 (創業を完了すること)
- **注意事項** 補助金は、予算額 (200 万円) の範囲内で交付されます。また、申請後に審査会による審査 (プレゼンテーションを含む) があります



## 商品開発支援事業 補助金

対象経費の1/2  
最大 **25** 万円を補助

地域産業の振興や地場製品の消費拡大を促進するため、商品開発を行う町内の事業者を対象に、事業に必要な経費の一部を補助します。

- **補助額** 最大 25 万円
- **補助の割合** 補助対象経費の2分の1以内
- **補助を受ける要件** ①中小企業者や農業者 ②交付決定日に町内で事業を営んでいる ③鞍手町商工会の支援を受け事業計画などを作成 ④本町の地域資源を活かした特色ある商品、ふるさと納税の返礼品を開発 など
- **補助対象経費** ①原材料など商品の開発に必要な経費 ②商品のパッケージやラベルなどのデザイン、作成など ③機械装置、設備類のリース料 (据付料含む) ④試作品の加工、市場調査の委託料 ⑤講師・専門家への謝金
- **申請受付** 令和3年7月1日 (木) から随時
- **完了期限** 令和4年3月31日
- **注意事項** 補助金は、予算額 (75 万円) の範囲内で交付されます。また、審査会による審査 (プレゼンテーションを含む) を実施する場合があります



## 商業店舗 リフォーム補助金

対象経費の1/3  
最大 **50** 万円を補助

本町の商業の振興や活性化を図るため、小売店舗などを改修する事業者を対象に、工事に必要な経費の一部を補助します。

- **補助額** 最大 50 万円
- **補助の割合** 補助対象経費の3分の1以内
- **補助を受ける要件** ①卸売業 (小売店舗がある場合)、小売業、飲食業、生活関連サービス業 (理美容業、クリーニング業など) を営む店舗をリフォーム ②鞍手町商工会の支援を受け事業計画などを作成 ③賃借物件の場合は、所有者の同意が得られる など
- **補助対象経費** 町内の施工業者と契約する1申請あたり50万円以上の工事で、①店舗の内装、外装工事、給排水工事、電気工事 ②建物と一体的な備品などの購入経費 ③店舗の看板設置や駐車場整備の工事
- **申請期限** 令和3年8月31日 (火) まで
- **注意事項** 補助金は、予算額 (100 万円) の範囲内で交付されます。応募多数の場合は抽選となる場合があります

● お問い合わせ 役場地域振興課商工振興係まで TEL (0949)42 局 2111 番